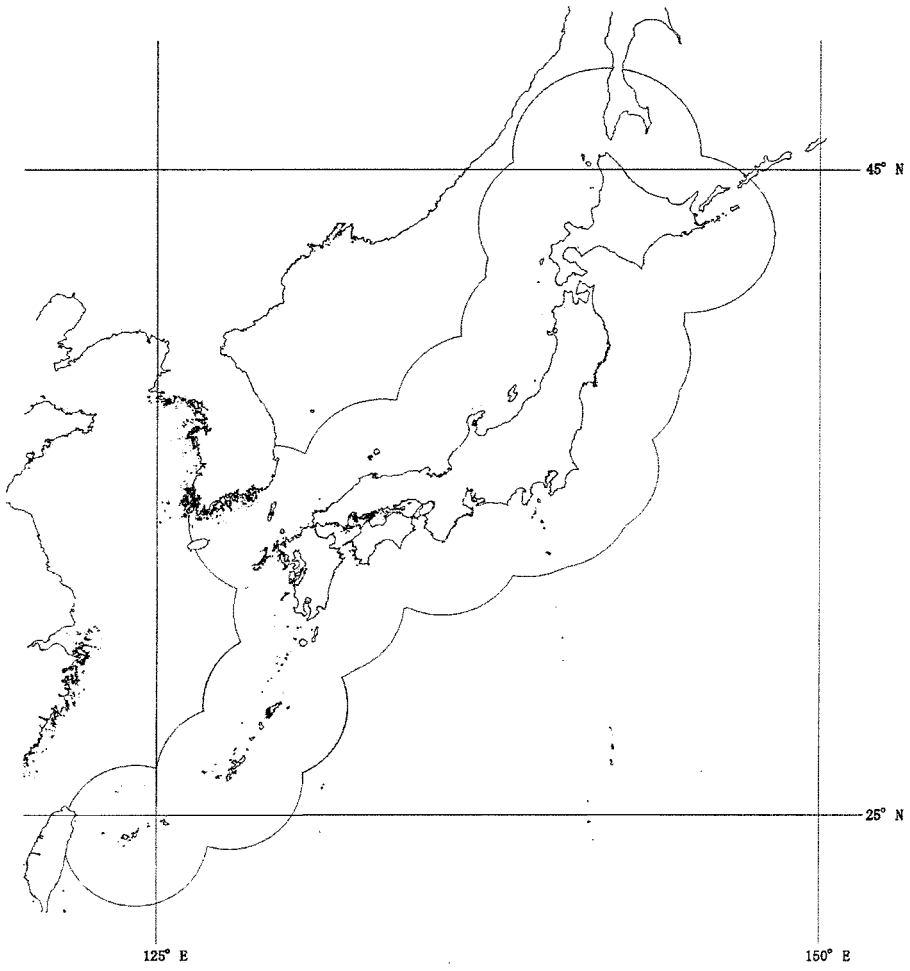


○経済産業省告示第三十九号

平成十二年通商産業省告示第四百九十四号（電子回路を有する特定計量器の試験方法について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月一日から施行する。

平成二十二年三月一日

経済産業大臣　直嶋　正行

本則中「、第六百四十三条、第六百九十九条第二項、第七百一条、第七百四十三条第二項及び第七百四十八条」を「及び第六百四十三条」に改める。

第一号を次のように改める。

一　温度試験及び湿度試験は次のイ及びロに示す方法による。

イ　温度試験は、通常の使用状態で、試験環境の温度を二十三度、零下十度、四十度及び二十三度と変化させ、かつ、それぞれの温度において二時間放置させて行う。

ロ　湿度試験は、通常の使用状態で、試験環境を温度二十三度及び六十五湿度百分率の空気中に三時間放置した状態並びに温度四十度及び九十五湿度百分率の空気中に二十時間放置した状態において行う。

第四号を次のように改める。

四　静電気放電試験は、通常の使用状態において、次の表の上欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の下欄に掲げる条件で直流電圧による接触放電を加えて行う。

項目	条件
静電容量	百五十ピコファラド
放電回数	十回
放電間隔	最小十秒間隔で連続
接触放電での印加電圧	直流電圧で四キロボルト
放電抵抗	三百三十オーム

第五号中「（電気計器にあってはイの方法により）」及び「電気計器にあっては電源供給線と本体との間に、その他の特定計量器にあっては」を削り、同号イを次のように改める。

イ　インパルス雑音試験

通常の使用状態において、出力インピーダンスが五十オームのパルス発生器を用いて、次の表の上欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の下欄に掲げる条件で衝撃性雑音を印加して行う。

項目	条件
パルスの高さ	五百ボルト
パルスの幅	一マイクロ秒
パルスの立ち上がり時間	一ナノ秒
パルスの繰り返し周波数	商用周波数と同一
パルスの極性	正及び負
パルスの位相	零度から三百六十度

第六号を次のように改める。

六　電磁波障害試験は、通常の使用状態で、次の表の上欄に掲げる項目につきそれぞれ同表の下欄に掲げる条件で電磁波を照射して行う。